

平成30年度 北秋田市保育料階層認定基準額表（教育認定用）

○一般世帯【表2の1】

| 児童の属する世帯の階層区分 | | 児童1人あたりの保育料の月額 | |
|---------------|--------------------------|----------------|------------|
| 階層区分 | 定義 | 3歳以上児（1号認定） | |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | |
| 第2階層 | 住民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) | 2,000円 | |
| 第3階層 | 所得割課税世帯 | 77,100円以下 | |
| 第4階層 | | 211,200円以下 | |
| 第5階層 | | I | 348,900円以下 |
| | | II | 348,901円以上 |
| | | 8,000円 | |
| | | 14,000円 | |
| | | 18,000円 | |
| | | 19,000円 | |

○要保護世帯等(ひとり親家庭・心身障がい児(者)が同居している世帯)【表2の2】

| 児童の属する世帯の階層区分 | | 児童1人あたりの保育料の月額 (1,000円の減額措置及び所得制限による半額措置を行った額となります) |
|---------------|------------------|--|
| 階層区分 | 定義 | 3歳以上児（1号認定） |
| 特第2階層 | 住民税非課税世帯 | 0円 |
| 特第3階層 | 所得割が77,100円以下の世帯 | 2,000円 |

※同じ世帯で小学校3年生までの範囲でカウントし、通園しているお子さんが第2子の場合は半額、第3子以降は無償となります。

また、平成30年度より秋田県すこやか子育て支援事業（保育料助成）が拡充されます。詳しくは別紙「平成30年度すこやか子育て支援事業（保育料助成）について」をご覧ください。

保育料階層決定方法及び決定時期

前期（4月～8月分）

- ・保護者（両親、場合によっては祖父母等）の前年度（H29）[※]住民税課税状況で判定

後期（9月～3月分）

- ・保護者（両親、場合によっては祖父母等）の当該年度（H30）[※]住民税課税状況で判定

※均等割額、所得割課税